

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び三豊市契約規則（平成18年規則第64号）第7条の規定により、制限付一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和6年4月1日

三豊市長 山下 昭史

第1 入札に付する事項

- 1 件名 三豊市不正持出し対策システム構築及び保守運用業務
- 2 業務場所 三豊市役所
- 3 業務期間 環境構築業務 市の指定する日 ~ 令和7年3月31日  
保守運用業務 令和7年1月1日（稼働日）~令和12年12月31日
- 4 概要 別紙「仕様書」のとおり
- 5 予定価格 設定する
- 6 その他 (1) 本件は不正持出し対策システム構築及び保守運用における2業務の合併入札（総額により入札）とする。ただし、契約書は業務ごと（環境構築業務委託契約と保守運用業務委託契約に分割する）に作成するものとし、入札終了後、落札者は契約内容ごとの価格に関する内訳書を作成し、市に提出するものとする。  
(2) 保守運用業務については、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であり、本年度の支払額は3/72ヵ月分とする。また、翌年度以降の契約において、当契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、当契約を変更し、または解除するものとする。

第2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被補佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- 2 三豊市から指名停止措置を現に受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 三豊市の令和5・6年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加者名簿」という。）に令和6年3月31日現在で四国内の本社、本店または営業所にて登載されている者のうち、大分類「情報・通信」、中分類「システムの設計・開発」及び「システムの保守・管理」に業種申請をしている者であること。
- 5 平成26年4月1日以降において、当該入札案件と同種業務（情報セキュリティ対策関連システムの構築業務及び保守運用業務）を国または地方公共団体に元請として受注した実績を有し、仕様書の要件を確実に履行できる者であること。
- 6 入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係または人的関係がない者であること。
  - (1) 資本関係
    - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に

ある場合。

- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (2) 人的関係
  - ア 入札参加者の代表権を有する役員が、他の入札参加者の代表権を有する役員を兼ねている場合。

### 第3 入札参加手続き

#### 1 入札参加希望者が提出する書類

入札参加希望者は、次の書類（以下、「確認資料」という。）を持参により提出しなければならない。

- (1) 入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 第2の5の内容を証するもの。
  - ※契約書・納入品内訳書等（納入実績が分かるもの。）の写し。（A4サイズとする）

#### 2 確認資料の受付

- (1) 受付期間 令和6年4月2日（火）から同年4月17日（水）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで。  
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (3) 受付場所 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1 三豊市総務部 管財課

#### 3 その他

- (1) 確認資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された確認資料は返却しない。
- (3) 確認資料受付時には資料の内容等の確認は行わない。

### 第4 仕様書等に関する事項

#### 1 仕様書等の閲覧期間・閲覧場所

- (1) 閲覧期間 令和6年4月1日（月）から同年5月13日（月）まで
- (2) 閲覧場所 三豊市ホームページに掲載

#### 2 仕様書等について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。 なお、書面は持参または郵送により提出するものとし、電子メールによるものは受け付けない。 郵送により質疑書を提出した場合は電話による連絡を行うこと。

- (1) 提出期間 令和6年4月22日（月）から同年4月26日（金）まで  
（郵送により提出する場合は同日までに必着のこと。）  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- (2) 提出時間 第3の2の（2）の時間
- (3) 提出場所 第3の2の（3）の場所

#### 3 2の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間 令和6年5月7日（火）から同年5月13日（月）まで
- (2) 閲覧時間 第3の2の（2）の時間
- (3) 閲覧場所 第3の2の（3）の場所

### 第5 入札及び開札等

#### 1 入札書の提出方法

市の指定する入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ封書封印にして入札執行者に提出する。入札は、代理人をして行うことができる。この場合、当該代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。

- 2 入札の日時 令和6年5月14日(火) 午前10時20分
- 3 入札及び開札の場所 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1  
危機管理センター301会議室

#### 第6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金：免除

契約保証金：契約代金の100分の10以上の納付または業務完了保証人を設けること。

#### 第8 入札参加資格の事前確認

入札参加者全員に対し、次のとおり入札参加資格の確認(以下「事前確認」という。)を行い、入札参加資格が認められなかった者に対しては、無効通知書を送付するものとする。

ただし、入札参加希望者の出席は不要とする。

- 1 事前確認の日時 令和6年4月19日(金) 午前10時00分
- 2 事前確認の場所 第3の2の(3)の場所
- 3 事前確認の内容
  - (1) 第2の1から6に掲げる要件を満たしているかを確認する。
  - (2) 第3の1に掲げる書類に不備がないかを確認する。

#### 第9 入札の無効等

- 1 確認資料を期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者または入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者または虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札執行回数の限度内において落札者がいない場合は、地方自治法施行令の規定により随意契約に移行する。その際には、原則として最低の価格をもって入札した者を随意契約の相手方として交渉を行うこととする。ただし、予定価格と入札書の金額の差が大きい場合は、随意契約に移行しない場合がある。
- 4 入札参加者が1社の場合は入札を中止する。

#### 第10 落札者の決定方法

##### 1 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合には、くじにより第1順位の落札者を決定するものとする。

#### 第11 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- 1 第8の審査により入札参加資格が認められなかった者は、その理由について市長に対して説明を求めることができる。
- 2 1の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を持参により提出するものとし、郵便等による送付またはファックスによるものは受け付けない。
  - (1) 提出期限 第8の無効通知をした日の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）
  - (2) 提出時間 第3の2の（2）の時間
  - (3) 提出場所 第3の2の（3）の場所
- 3 1の説明を求めた者に対する回答は、2の提出期限の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。
- 4 3の回答に不服がある者は、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。申立て方法及び期限については、3の回答に合わせて通知する。
- 5 4の苦情の申立てについては、三豊市契約審査委員会が審議を行う。

## 第12 その他

### 1 契約の締結

落札者の決定後、当該入札に付する環境構築業務委託に係る契約の締結までの間において、当該落札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

- 2 確認資料等に虚偽の記載をした場合や不誠実な行為を行った場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

### 3 問い合わせ先

郵便番号 767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市総務部管財課 入札・契約担当

電話番号 0875-73-3003

ファックス番号 0875-73-3022